

岡山県「文化部活動の在り方に関する方針」作成検討委員会
第2回会議開催要項

日時 令和元年7月16日(火)
13:30～15:30
場所 岡山県庁分庁舎1階
共用会議室101

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告
(1) 第1回会議議事概要について

4 議 事
(1) 岡山県「文化部活動の在り方に関する方針(案)」について

5 閉 会

岡山県「文化部活動の在り方に関する方針」作成検討委員

	氏 名	職 名 等
1	小 原 敏 彦	岡山県中学校吹奏楽連盟会長 (浅口市立鴨方中学校長)
2	神 崎 浩 二	岡山県経済団体連絡協議会事務局長 (ナカシマプロペラ株式会社 総務部次長)
3	小 畠 圭	岡山県PTA連合会
4	高 岡 敦 史	岡山大学大学院教育学研究科准教授
5	高 月 秀 人	岡山県高等学校長協会 (岡山県立矢掛高等学校長)
6	谷 川 安 弘	岡山県私学協会 (創志学園高等学校長)
7	福 岡 隆	岡山県高等学校PTA連合会会長 (岡山県立岡山大安寺中等教育学校PTA会長)
8	前 川 隆 弘	岡山県高等学校文化連盟会長 (岡山県立岡山城東高等学校長)
9	村 上 一 男	岡山県中学校長会 岡山県中学校文化連盟会長 (岡山市立石井中学校長)

(50音順)

岡山県「文化部活動の在り方に関する方針」作成検討委員会
第2回会議 配席表

R1.7.16(火) 13:30~15:30
岡山県庁分庁舎1階共用会議室101

岡山大学大学院教育学研究科 岡山県高等学校文化連盟
准教授 高岡 敦史 会長 前川 隆弘
委員長 副委員長

○ 県中学校吹奏楽連盟
会長 小原 敏彦

○ 岡山県経済団体連絡協議会
事務局長 神崎 浩二

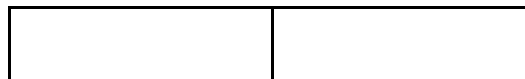
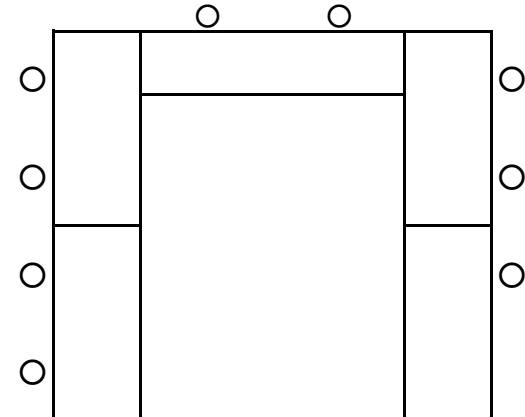
○ 岡山県PTA連合会
市 圭子(代理)

○ 岡山県高等学校長協会
高月 秀人

○ 岡山県中学校長会
岡山県中学校文化連盟会長
村上 一男

○ 岡山県高等学校PTA連合会
会長 福岡 隆

○ 岡山県私学協会
谷川 安弘



○ 東副生 小課生 新総生 白主生
課涯学 見長涯 田括涯 髪任涯
信長学 山学 田主学 彦幹学 愛子学
雄習課 晃習課 彦習課 彦習課



○ 大副総 熊主 松指保
西参務 谷任 村導健
宏事学 貴職 和主体
和事課 充員 憲事育
 課 課 課 (主幹)
 課 課 課 (主幹)

報道
0~5人

傍聴
0~5人

岡山県「文化部活動の在り方に関する方針」作成検討委員会要領

1 目的

本県における国のガイドラインに則った岡山県「文化部活動の在り方に関する方針」を作成するため、岡山県「文化部活動の在り方に関する方針」作成検討委員会（以下、「委員会」という。）を組織する。

2 組織

- (1) 委員会の委員（以下「委員」という。）は、教育長が委嘱又は任命する。
- (2) 委員の任期は、委員の委嘱又は任命の日からその年度の末日までとする。

3 委員長

- (1) 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選により、これを定める。
- (2) 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

4 会議

- (1) 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 会議は、委員の2分の1以上の出席により成立する。
- (3) 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (4) 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者等を招き、意見の開陳又は説明を求めることができる。

5 会議の公開

会議は公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

6 庶務

委員会の庶務は、県教育庁生涯学習課において処理する。

7 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年5月20日から施行する。

岡山県

文化部活動の在り方に関する方針

(案 7/16)

令和元年〇月
岡山県教育委員会

目 次

方針の策定に当たって	… 1
〈部活動の意義〉	
〈文化部活動の特色と課題〉	
〈方針策定の考え方〉	
本方針策定の趣旨	… 3
(1) 本方針の対象範囲	
(2) 望ましい部活動の在り方	
1 適切な運営のための体制整備	… 4
(1) 文化部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 5
(1) 適切な指導の実施	
(2) 文化部活動用指導手引の普及・活用	
3 適切な休養日等の設定	… 6
4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	… 8
(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置	
(2) 地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	… 9
6 安全管理と事故防止について	…10

方針の策定に当たって

〈部活動の意義〉

- 部活動は、現行の学習指導要領においてその意義や留意点が明記され、新しい中学校学習指導要領（平成29年3月告示。平成33年4月施行。）及び新しい高等学校学習指導要領（平成30年3月告示。平成34年4月施行。）においても、「学校教育の一環として」行われるものであり、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」と明記されている。異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子を観察を通じた生徒の状況理解等、その教育的意義は高い。

- 一方、「学校教育の一環として」行われるものである以上、留意すべき点があり、新しい中学校及び高等学校の学習指導要領では、「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。」として、特に部活動をあげ、こうした教育的意義は部活動の充実の中のみで図られるのではなく、教科や特別活動をはじめとする教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要であることを示している。また、部活動の一部には、文化部活動^{*1}を含め、長時間の活動を行ってきた状況もあるところ、生徒の自主的、自発的な参加となるよう生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

- また、その際、「持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」として、一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、学校の設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教師の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員をはじめとしたスポーツや文化及び科学等にわたる外部指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の文化施設、社会教育関係団体、芸術文化関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこととしている。

^{*1} いわゆる文化部活動については、芸術文化を目的とするもの以外にも、生活文化、自然科学、社会科学、ボランティア、趣味等の活動（以下「芸術文化等の活動」という。）を行うものなども幅広く含まれるものと一般に捉えられており、また、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（以下「文化部ガイドライン」という。）」に先行して「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「運動部ガイドライン」という。）が策定されていることから、文化部ガイドラインの対象とする部活動を「運動部以外の全ての部活動」とし、以下、「文化部活動」と表記する。

- また、カリキュラム・マネジメントを導入し、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施することとしている。

〈文化部活動の特色と課題〉

- 文化部活動は、生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものであるが、分野や活動目的、生徒のニーズ、指導者や顧問の関わり方、活動頻度や活動時間など極めて多様である。
- また、文化部活動の中には、本来の活動に加え、週休日等に地域からの要請により地域の行事や催し等に参加したり、運動部の応援として試合に同行したりすることによって、活動時間が長時間に及んだり、休養日がとりづらくなっている場合もある。
- 運動部ガイドラインでは、スポーツ医・科学の観点を含め検討が進められ、休養日及び活動時間等について基準を示したところである。一方、このように多様な文化部活動については、スポーツ医・科学といった一律の観点でその活動の内容を評価することは難しいが、いかなる部活動についても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであり、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら進められるべきである。

〈方針策定の考え方〉

- 県教育委員会では、平成 30 年 9 月に「岡山県運動部活動の在り方に関する方針」を策定し、文化部活動については、当面は、当該方針に準じた取扱いをするよう求めている。また平成 30 年 12 月に文化庁が策定した文化部ガイドラインにおいて、県は、国のガイドラインに則り、文化部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な文化部活動の取組に関する「文化部活動の在り方に関する方針」を策定するよう示されたところである。
- このような経緯を踏まえ、「岡山県文化部活動の在り方に関する方針」を策定する。

本方針策定の趣旨

(1) 本方針の対象範囲

- 本方針は、本県の公立中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校中・高等部の文化部活動を主な対象とする。
- 本方針は、「文化部ガイドライン」の趣旨を踏まえて策定していることから、学校法人等の学校の設置者及び学校についても、本方針を参考に、文化部活動の内容や指導の在り方について検討や見直しを行い、適切で効果的な指導が行われることにより、文化部活動が一層充実していくことを期待する。
- 小学校（義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部を含む。）段階においても、一部の学校においては、同じように文化等の活動を実施している場合がある。こうした活動については、地域によって多様な形態で行われているが、少なくとも学校教育の一環として行われるものについては、学校において、児童の発達の段階や教師の勤務負担軽減の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する必要がある。

(2) 望ましい部活動の在り方

- 生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 生徒が生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、知・徳・体のバランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
また、生徒が自ら目標や課題を設定し、解決に向けて仲間と共に考え、判断し、実践するといった自立した活動になることや、限られた活動時間で、工夫して練習に取り組むことができる資質・能力の育成を図ることなどを通して、主体的・対話的で深い学びができるようにすること。
 - ・ 分野の特性等を踏まえたトレーニングの積極的な導入等により、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となること。
 - ・ 各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務づけたり、活動を強制したりすることがないように、留意すること。
 - ・ 文化部顧問の決定に当たっては、公務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意し、教師の生徒と向き合う時間の確保ができるようにするとともに、ワークライフバランスの実現に向けた活動となること。
 - ・ 文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

ア 市町村教育委員会は、本方針を参考に、「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。

イ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る文化部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。

文化部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 県教育委員会及び市町村教育委員会は、上記イに関し、各学校において文化部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。

イ 県教育委員会及び市町村教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務(校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等)を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とな

らないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 県教育委員会及び市町村教育委員会は、文化部活動の指導者を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 県教育委員会、市町村教育委員会及び校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年3月30日付け教教評第1047号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 文化部活動用指導手引の普及・活用

ア 文化部活動の指導者は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引（習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、文化部活動の指導者や生徒の活用の利便性に

留意した分かりやすいもの)を活用して、2(1)に基づく合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。^{※2}

(ア) 中学校・中等教育学校前期課程・特別支援学校中等部

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 1日の活動時間^{※3}は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

^{※2} 学校教育法施行規則に定められている中学校の各学年の年間標準授業時数を、学習指導要領に示された年間の授業週数に照らして1週間あたりに換算すると、1週間あたりの授業時数は29単位時間(24時間10分)である。一方、スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化部活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、文化部ガイドラインでは、中学校において1週間あたり長くとも11時間程度となる文化部活動の活動時間の基準を定めている(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とし、1日の活動時間は長くとも平日では2時間程度、休業日は3時間程度を基準とする。)

^{※3} 本方針での「活動時間」とは、文化部の活動時間を意味しており(会場への移動、準備、片付け、ミーティング、複数校で実施する練習試合の試合間の休憩等は含まない)、文化部活動としての活動の効果が期待される活動のことである。また、朝練習については、1日の活動時間を含み、放課後の練習時間が十分に取れない場合等に、学校生活や家庭生活等へ十分配慮した上で行うこと。

(イ) 高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部

- 学期中は、原則、週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも 1 日、週末は少なくとも 1 日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ただし、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点^{※4}等に留意し、週当たり 2 日以上 of 休養日の設定が困難な場合^{※5}は、少なくとも週当たり 1 日以上 of 休養日(週末のいずれかは原則として休養日に当てるように努めること)を設けることとする。その際は、学校の部活動の実態に応じた、適切な休養日の設定に向け、継続的な検討を行うこと。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 1 日の活動時間は、原則、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ただし、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意し、分野の特性等により 1 日の活動時間が原則を超える場合は、長くとも平日では 3 時間程度、休業日は 4 時間程度を上限とする。その際は、週当たりの活動時間の上限は 16 時間程度^{※6}とし、各学校において適切に設定すること。

イ 市町村教育委員会は、1 (1) に掲げる「設置する学校に係る文化部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、県教育委員会が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

※4 普通科から音楽科を含む専門学科等の様々な教育や、各校の特色づくりが行われている。

※5 生徒の心身の成長が期待され、教育的な意義があると学校が判断した場合、個々の部活動について、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分配慮することで、一時的に活動機会を認める。

※6 運動部活動では、「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成 29 年 12 月 18 日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも 1 週間に 1～2 日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」ことを示している。しかし、文化部活動については、スポーツ医・科学といった一律の観点で活動時間の上限を定めることは難しいが、いかなる部活動についても長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるため、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮し、一定の休息をとりながら進められるべきであることから、文化部活動においても、同様に活動時間の上限を 16 時間程度とする。

ウ 校長は、1（1）に掲げる「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、市町村教育委員会が策定した方針に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

（1）生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しむ、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置する。

具体的な例としては、より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく芸術文化等の活動に親しむ動機付けになるものが考えられる。

イ 県教育委員会、市町村教育委員会及び関係機関等は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

また、持続可能な活動を確保するため、長期的には従来为学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。このため、県教育委員会、市町村教育委員会及び関係機関等は、本方針を踏まえた文化部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の文化部活動に代わりうる生徒の芸術文化等の活動の機会の確保・充実方策を検討する。

（2）地域との連携等

ア 県教育委員会、市町村教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社

会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 各分野の関係団体等は、県教育委員会、市町村教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での芸術文化等の活動を推進するとともに、県教育委員会及び市町村教育委員会等が実施する部活動指導員の任用・配置や、文化部活動の指導者等に対する研修等、芸術文化等の活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

ウ 県教育委員会、市町村教育委員会及び関係機関等は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険の加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。

エ 県教育委員会、市町村教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 県学校文化連盟は、主催する各種大会等について、4を踏まえ、単一の学校からの複数グループの参加や複数校合同グループの参加、学校と連携した地域の団体等の参加、本方針の遵守を条件とした参加資格等の在り方や、大会等の規模もしくは日程等の在り方、部活動指導員による単独引率や外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直し及び関連規定の整備を速やかに行う。

イ 県学校文化連盟、県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校の文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事、催し等に参加することが、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事、催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請するとともに、各学校の文化部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等を定める。

ウ 校長は、県学校文化連盟、県教育委員会及び市町村教育委員会が定める上記イの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。

6 安全管理と事故防止について

ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動における安全管理について、「中学校・高等学校における部活動の在り方について」の一部改正について（平成 29 年 6 月 9 日付け教教評第 277 号）及び県教育委員会が作成する「運動部活動指導資料」を踏まえ、事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について校内研修を行うとともに、生徒に対して安全に関する指導を適切に行う。

文化部活動の指導者は、活動場所における施設・設備の点検、活動における安全対策、気象急変時（急な大雨、竜巻、雷等）の安全確保、適切な生徒引率（公共交通機関の利用等）などを徹底するとともに、生徒が、自らの身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導を行い、意識の高揚を図ること。

イ 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の文化部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務であり、文化部活動における生徒の熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するとともに、適切に対応すること。

○ 「熱中症事故の防止のための緊急対策について」（平成 30 年 7 月 26 日付け保学第 33 号）を踏まえ、気温や湿度、生徒一人一人の状況等により、活動内容を適切に判断すること。

※ 参考 （公財）日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2013）

○ 広域的な大会等で止むを得ない事情により、活動する場合には、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得（30 分おきに休息を取る等）、活動前後、活動中の健康観察を実施する等、熱中症予防に万全を期すこと。